

『利子補給により負担を軽減したい』

被災中小企業者対策資金利子補給事業

東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで、負担を軽減し、早期の復旧・復興を支援します。

対象となる方

みやぎ中小企業復興特別資金(P.8-2)を利用し、罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者

支援内容

■対象融資限度額

1企業 3,000万円以内

■利子補給率

融資利率 年1.50%に相当する額

※利子補給金は、1企業135万円を上限とします。

■補給期間

借入日から3年間

■補給回数

年2回 上期分(1～6月)と下期分(7～12月)

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744